

2000年NPT再検討会議で合意した13+2項目



2000年NPT再検討会議において、新アジェンダ連合をはじめとした核軍縮に熱心な国々と核兵器国との激しい交渉の末、包括的な最終文書が採択された。この中には、核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」という画期的な誓約の文言など「13+2」項目の措置が盛り込まれた。以下に「13+2」項目を訳出する。

❖2000年NPT再検討会議最終文書第1部 「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を 考慮した、条約運用の再検討」(抜粋)❖

2000年5月19日

最終文書第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995年NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮した、条約運用の再検討」

●第1、2条および前文第1節から3節一(全11節)

●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。一(全56節)

●第4条および前文第6、7節

●第5条一(全1節)

●第6条および前文第8～12節一(全15節)

(核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を**13項目**あげている。以下に、第15節全体を訳出する。)

●第7条および非核兵器国の安全保証一(全16節)

(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として16項目が含まれる。)

●第9条一(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」一(全9節)

第6条および前文第8～12節(抜粋)

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ漸進的な努力に向けた、以下の実際のな諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START II を早期に発効させ完全に履行し、START III を可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:
 - 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
 - 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
 - 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
 - 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
 - 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
 - すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条および非核兵器国の安全保証(抜粋)

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

出典：国連軍縮局HP

[https://undocs.org/NPT/CONF.2000/28%20\(Parts%20I%20and%20II\)](https://undocs.org/NPT/CONF.2000/28%20(Parts%20I%20and%20II))

アクセス日：2021年4月6日